

第 26 回 独立行政法人国立印刷局契約監視委員会（審議概要）

開催日及び場所	平成30年6月20日（水） 国立印刷局本局大会議室
委員	委員長 小林 芳郎（今川橋法律事務所弁護士） 委員 栗田 誠（白鷗大学法学部教授） 委員 黒川 行治（千葉商科大学会計大学院 会計ファイナンス研究科教授） 委員 岩橋 史明（独立行政法人国立印刷局監事） 委員 坂本 剛（独立行政法人国立印刷局監事）
審議対象	1 平成29年度下半期契約の点検 平成29年度下半期に契約締結した案件のうち、新規の競争性のない随意契約（2件）及び2か年度連続して応札者又は応募者が1者しかない契約（47件）（全49件） 2 政府調達における調達の合理化について 3 平成29年度独立行政法人国立印刷局調達等合理化計画の取組状況及び評価についての点検 4 平成30年度独立行政法人国立印刷局調達等合理化計画の策定についての点検

議 事 等	内 容	
1 平成29年度下半期契約の点検	効率的に審議を行うため、以下の方法で行った。 (1) 全49件の中から、個別に審議する契約案件を栗田委員長代理が選定 (2) 選定された個別案件の契約を1件ごとに審議 (3) 選定された個別案件以外の契約については、従前の審議及び個別案件の審議を踏まえて点検を実施した内容について審議	
個別案件	4件	新規の競争性のない随意契約案件2件、2か年度連続一者応札・応募案件から2件が選定され、合計4件について個別審議を行った。
新規の競争性のない随意契約案件	2件	「第1号能動認証装置改造」 「抄紙設備に関する技術調査」
2か年度連続一者応札・応募案件	2件	「東京工場第1号格納設備ほか保守点検作業」 「統合予算・決算書システム設計・開発及び保守運用支援作業」
委員からの意見・質問、それに対する回答	別紙のとおり。	
個別案件以外	個別案件以外の45件の契約について点検を実施した内容について審議を行った。 ・ 委員からは、点検の実施結果について、特に異論はなかった。	

議 事 等	内 容
2 政府調達における調達の合理化について	<p>政府調達における調達の合理化について審議を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員からの意見又は質問、それに対する回答は別紙のとおり。
3 平成29年度独立行政法人国立印刷局調達等合理化計画の取組状況及び評価についての点検	<p>平成29年度独立行政法人国立印刷局調達等合理化計画の取組状況及び評価について審議を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員から「調達合理化の取組については、やれるものは着実に進められてきており、評価できる。」との意見はあったが、その他質問はなかった。
4 平成30年度独立行政法人国立印刷局調達等合理化計画の策定についての点検	<p>平成30年度独立行政法人国立印刷局調達等合理化計画の策定について審議を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員から「公募等の調達について、要件等を整理して随意契約に移行するなど、引き続き合理化に取り組んでもらいたい。」との意見はあったが、その他質問はなかった。
委員会による意見の具申又は勧告の内容等	<p>平成29年度下半期契約について、意見の具申又は勧告はなかった。</p> <p>また、以下の3件について、原案どおり了承された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府調達における調達の合理化について ・ 平成29年度独立行政法人国立印刷局調達等合理化計画の取組状況及び評価 ・ 平成30年度独立行政法人国立印刷局調達等合理化計画

意見・質問	回 答
<p>◇個別契約案件審議 1 【新規の競争性のない随意契約案件】 「第 1 号能動認証装置改造」 価格交渉は何回くらい実施するのか。また、どの様に価格交渉を行っているのか。</p>	<p>本案件は、5 回価格交渉を行い、契約締結している。価格交渉の回数は特に定めていないが、設計費、プログラム改造費の工数や人件費の見直しについて価格交渉を行ったものである。</p>
<p>◇個別契約案件審議 2 【新規の競争性のない随意契約案件】 「抄紙設備に関する技術調査」 本件は技術調査であるから、人件費、設備使用料等が主であるため、価格交渉の余地はあまりなかったと推測するが、実際に価格交渉はどのようにしたのか。</p>	<p>本案件は、3 回価格交渉を行い、契約締結している。立会経費などを削減できないか、といった見直しを求めて、価格交渉を行ったものである。</p>
<p>◇個別契約案件審議 3 【2 か年度連続一者応札・応募案件】 「東京工場第 1 号格納設備ほか保守点検作業」 本案件については、製造業者のメーカ以外は対応できないということであり、他社での対応はやはり難しいと思う。したがって、機械設備を設置する契約の際に、保守点検を含めた契約にすることについて、意見を聞きたい。</p>	<p>機械設備のようなものは耐用年数が長く、また、保守点検箇所が変わることもあり、契約金額を決めることができないため、そのような契約は難しいと考えている。 このような一者応札・応募となっている公募案件で、他者では実施が難しい案件については、随意契約に移行していくことについて、その要件を整理して、次回以降の本委員会において審議いただきたいと考えている。</p>
<p>◇個別契約案件審議 4 【2 か年度連続一者応札・応募案件】 「統合予算・決算書システム設計・開発及び保守運用支援作業」 契約者以外の業者で見積を提出した業者はいるのか。 対応できない業者からの見積は、高い見積額となることが考えられるが、しっかり検討された見積金額であったのか。</p>	<p>契約者以外に 2 者から見積の提出を受けた。 契約者以外の 2 者の見積は、契約者の見積から著しく乖離した額とはなっていないため、参考見積として使用した。</p>
<p>◇政府調達における調達の合理化について 政府調達となっているもののうち、今後、随意契約で行うことになる案件は、具体的にあるのか。</p>	<p>技術的な理由により競争が存在しない調達等について、関係規則の改正を行った後、随意契約に移行することとしている。具体的には「工程汚れ防止剤」の調達などを予定している。</p>